

呉市認知症施策推進事業検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第6号に規定する認知症総合支援業務を実施するに当たり認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）の設置及び活動状況について検討し、地域の関係機関及び団体と一体的に認知症施策を推進するため、呉市認知症施策推進事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 支援チームの設置及び活動状況に関する事項
- (2) 地域の関係機関及び団体との連携に関する事項
- (3) 市の認知症施策の実施状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、認知症施策に関する重要事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから呉市地域ケア推進会議議長（以下「議長」という。）が指名する。

保健・医療関係者

介護・福祉関係者

認知症支援に関し見識を有する者

その他議長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は定めがないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、議長が、委員のうち呉市地域ケア推進会議の委員を兼ねる者から指名し、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を掌理する。また、委員長は、検討委員会における審議の状況及び結果を呉市地域ケア推進会議に報告するものとする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討委員会の会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討委員会の会議に出席させ、その意見等を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 検討委員会の会議に出席した者は、正当な理由なく、会議の内容その他知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、福祉保健部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年1月20日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施後最初に行われる検討委員会の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

改正 平成30年4月1日

改正 平成31年4月1日

改正 令和2年4月1日

改正 令和3年12月10日